

令和5年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者合同会合議事録

1. 日時 令和5年6月29日（木）16：30～17：46

2. 場所 オンライン

3. 出席者

【政策評価委員・行政事業レビュー外部有識者】

池谷 修一 公認会計士

多田 英明 東洋大学法学部教授

中村 豪 東京経済大学経済学部教授

南島 和久 龍谷大学政策学部教授

【事務総局】

岩成官房政策立案総括審議官、稲熊官房総務課長、菱沼官房参事官、
横手経済取引局企業結合課長、宮本審査局管理企画課長、多田会計室長、
石黒官房総務課長補佐、高木会計室総括補佐、前田会計室総括係長

4. 議題
- 企業結合の迅速かつ的確な審査
 - 独占禁止法違反行為への厳正な対処
 - その他定性的なアウトカムを設定している事業について
 - 講評

5. 配布資料

資料01-1 評価書資料「企業結合の迅速かつ的確な審査」

01-2 レビューシート「企業結合の迅速かつ的確な審査」

01-3 令和元年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例について

01-4 令和2年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例について

01-5 令和3年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例について

01-6 令和4年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例について

資料02-1 評価書資料「独占禁止法違反行為への厳正な対処」

02-2 レビューシート「独占禁止法違反行為への厳正な対処」

02-3 令和元年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

02-4 令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

02-5 令和3年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

02-6 令和4年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

6. 議事録

【高木会計室総括補佐】では、定刻になりましたので、ただいまから令和5年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合を開催いたします。

なお、本日は一般傍聴者の方が1名参加する予定になっております。

開会に当たり岩成官房政策立案総括審議官から開会の御挨拶をさせていただきます。

【岩成官房政策立案総括審議官】政策立案総括審議官の岩成と申します。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、本会合に御出席いただきましてありがとうございます。

今般政策評価と行政事業レビューのそれぞれについて制度の大きな見直しが行われたところでございます。今後はこの両者を一体として効果的、効率的に実施していくことが求められております。

そこで、当委員会としても今年度から政策評価と行政事業レビューの点検及び評価単位を一致させるとともに、これまで別々に開催していた政策評価委員会と行政事業レビューの外部有識者会合を合同で開催することにいたしました。

それから、行政事業レビューシートを政策評価の評価書として活用することで、政策効果の発現経路をより明確化するとともに、政策がきちんと効果を発揮しているかどうかを検証することにしております。本日の合同会合はこのような新たな枠組みの下で行われる初めての会合でございます。

また、今年度は新しい政策評価の基本計画の初年度ということにもなります。

当方としても様々な試行錯誤をしながら政策評価・行政事業レビューを実施していくことになるかと思っておりますけれども、本日は有識者の皆様から幅広い見知による忌憚のない御意見を頂いて、当委員会における政策評価・行政事業レビューの客観的かつ厳正な実施と、将来に向けたより効果的な政策の実現を進めてまいりたいと考えておりますので、本日は何とぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

それでは、本日の合同会合の進め方を簡単に説明いたします。

まず、議題1、2として挙げさせていただいた企業結合の迅速かつ的確な審査、独占禁止法違反行為への厳正な対処という2事業について、それぞれ担当課がレビューシートに基づき事業目的、現状、課題、アクティビティ、アウトプット、アウトカム、定性的なアウトカムを設定した理由、自己点検結果などを説明します。

先生方におかれましては、レビューでEBPMを実施するという観点を踏まえて、アウトカムが適切に設定されているか、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検及び改善が行われているか、そもそも国費投入の必要性はあるのかなどの観点から担当課と質疑を行ったり、ロジックモデルなどについて議論を行ったりしていただきます。

質疑や議論が終了した後は先生方それぞれからレビューシートや評価書に記載する評価コメント、例えば事業の改善すべき点の指摘、検討すべき課題についての提案、具体的には定性的なアウトカムを設定している事業については設定理由が適切であるかといった評価、事業の進捗や効果についての評価をコメントしていただきます。

なお、昨年度までは行政事業レビュー有識者会合では廃止、改善、現状どおりなどの選択肢の中から選んでいただき、その理由などを紙に記入していただきましたが、今回は口頭による発言をお願いします。これを2事業でそれぞれ行っていただくこととなります。

なお、政策評価及び行政事業レビューの対象事業は議題1、2の2事業以外にも8事業あります。これら8事業については来年度以降毎年2から3事業ごとに先生方に点検していただき、数年かけて全10事業の点検を行っていただく予定です。ただ、これら8事業については定性的なアウトカムを設定していることから、議題3としてまとめて説明させていただくことにしています。そして、最後に先生方それぞれから当委員会におけるレビューの取組全般について講評を頂きます。前年度までの行政事業レビュー有識者会合では当委員会の委員長に対して直接講評していただきましたが、今回委員長は出席せず後日事務局から講評結果を委員長に伝達します。

本日は1時間半という短い時間のため、議題1、2の2事業については1事業当たり30分程度、議題3の8事業については5分程度を予定しています。このように各事

業に割り振られた時間は限られていますが、充実した審議となりますよう皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、先生方による点検を始めさせていただきます。

初めに企業結合の迅速かつ的確な審査について、横手企業結合課長から説明をお願いします。

〔資料01-2 レビューシート「企業結合の迅速かつ的確な審査」を説明〕

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

それでは、御質問がある先生がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

南島先生、お願いいたします。

【南島委員】南島でございます。御説明ありがとうございます。

1点お伺いできればと思いますが、排除措置命令については件数等はございますでしょうか。

【横手企業結合課長】企業結合審査に関して申し上げれば、排除措置命令を行った実績は最近ございません。

【南島委員】ありがとうございます。

【高木会計室総括補佐】ほかに御質問のある先生はいらっしゃいますか。

中村先生、お願いします。

【中村委員】公表事例の方についてお聞かせいただきたいと思うんですけども、先ほどの御説明だとある程度公正取引委員会としても意図を持ってこういう事例を見てほしいということで選ばれたものが毎年10件ほどあるということでしたけれども、実際にサイトを拝見するとどういう案件が掲載されているのかはすぐ分かりますが、どういう意図で抽出されているものなのかということが少々伝わりにくいようにもうかがえまして、透明性の観点やどういうところを企業結合のときに公正取引委員会として気にするかということを知りたいということであれば、そのようなポイントとなることを最初に記載すると、事業者としては自分たちが今予定している企業結合はこのあたりが引っかかるかもなという感じで、適切な事案にたどり着きやすくなったりするという意味で利便性も高まるのかなと思うのですが、そういった工夫を現時点で検討されていますでしょうか。

【横手企業結合課長】ありがとうございます。

毎年、企業結合事例の紹介の一番最初のページに一覧表を示しております。

例えば資料01－3ですと20ページになりますが、これは令和元年度における主要な企業結合事例の紹介でございます、ここでは企業結合形態として水平、これは競争関係にある事業者同士の企業結合、それから垂直というのは取引関係にある事業者同士の企業結合、混合というのはそれ以外のものということで、このような形で形態別に分けて表示しています。

その他、例えば問題解消措置を付したものの、経済分析を行ったもの、という項目や、最近では海外当局と情報交換をしたものなど、ある程度の参考の目安をお示ししているところです。

【中村委員】分かりました。ありがとうございます。

【高木会計室総括補佐】ほかに御質問のある先生はいらっしゃいますか。

ほかに御質問がないようですので、先生方から評価コメントを頂きたいと思います。

評価コメントは、レビューシートや評価書に記載させていただくこととなりますので、簡潔にさせていただけると幸いです。

では、池谷先生から評価コメントをお願いいたします。

【池谷委員】御説明ありがとうございました。

今回から少々レビューの評価の仕方を変えて、短期、長期というような形で分類されておりますけれども、全般的には本来の目的に対してそれなりに達成していると理解しております。更に良い結果が数字に表れるような形で今後も施策を進めていただければと思っております。以上です。

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

では、中村先生、お願いいたします。

【中村委員】私の方も、事業としては意図しているような形で進められていると認識しておりますし、大きな問題は生じていないと理解して説明を聞いておりました。

先ほど補足で御説明いただいた点も踏まえまして、今後どうやってより分かりやすく伝えていくかというのは、いろいろな方法があり得るのかなと思われまます。例えば今のPDFでまとめているというのも一つの情報発信ですし、限られた時間で用意するとなったらこういう形なのかなと思いますが、例えばキーワード検索で関係しそうな事例を迅速に閲覧できるとより利便性は高いだろうと想像はされるところです。

どのような形で公正取引委員会として情報発信していくと、長期的な目標により資

する形になるのかは引き続き御検討されるとよいのかなと思いました。

私からは以上です。

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

では、南島先生、お願いいたします。

【南島委員】南島でございます。いろいろ御説明ありがとうございました。

先のお二人の先生方と総括的な意見は同じなのですが、1点ロジックモデルをどう構築するかというところは課題があるのかなと思っております。

その内容としては、インプット、アクティビティ、アウトプット、アウトカムという業務フローを整理しないといけないわけですが、制度の中に組み込まれている排除措置命令は、これが0件なので、省略をされていますけれども、一定規模の会社が価格支配力を持たないような状況をもたらすための制度的な担保であるため、書いた方がいいのかなと思っております。

アウトカムは一定規模の会社が価格支配力を持たないような状況をどうやってつくり出すかというところが一つのポイントであると思いついて伺っていましたが、他方で業務としては届出に基づく企業結合審査を所定の日程で完了させるということが非常に大事だというお話だったかと思えます。

そうしますと、そこが重要な指標になると思えますので、必ずしもアウトカムではないかもしれませんが、業務の特質としてその点が重要であるという御説明、1回全体のフロー図を描いた上で、こだわりのポイントはそこにあるというふうな御説明のされ方をしてもいいのかなと思いついて伺っていたところでございます。

どのようにロジックモデルを描くのかというのは、かなり自由度がある話ですので、分かりやすく表現をしていただくのがいいのかなと思えますけれども、行政事業レビューですとロジックモデルを描くということが大事なポイントになりますので、その点引き続き御検討いただければと思っております。

以上でございます。

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

多田先生、お願いいたします。

【多田委員】御報告を拝聴しておりまして、企業結合については事前審査という特性のため、判断の妥当性と併せて迅速な判断が大事であることを改めて認識しました。過去数年分の添付資料を拝見しましたが、数値的に見ても高い次元で両者を両立し、

業務を行っておられると思います。

以上です。

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

それでは、議題1についてはこれで終了とさせていただきます。

次は独占禁止法違反行為への厳正な対処について、宮本管理企画課長から説明をお願いいたします。

〔資料02-2 レビューシート「独占禁止法違反行為への厳正な対処」を説明〕

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

それでは、御質問のある先生がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

中村先生、お願いいたします。

【中村委員】どうもありがとうございます。こちらも分かりやすく説明いただいたかなと思います。

1点お伺いしたいのがアクティビティの①になります。

最終的には消費者の利益がどれだけ回復されたのかという数字を取る形でまとめられていたと思うんですけども、拝見していて、これは非常に課徴金の考え方に似た計算方法なのかなと思いながら見ていたところで、他方で課徴金については、特に今回の資料では余り数字としては出てないのかなと思いましたが、例えば参考として数字を出せないのかなというところが素朴に疑問に思ったところですが、いかがでしょうか。

【宮本管理企画課長】課徴金の額については、年度単位で毎年公表しておりますので、これを数字として出すこと自体は可能でございます。

【中村委員】ありがとうございます。

そういうものがあると、全てが課徴金の対象ではないということも分かるんですけども、対象となった違反行為がどのくらいあって、そのうち課徴金の対象となったものがどのくらいあるのかということで金額があると、最後の消費者の利益がどのくらい回復されたのかという数字に対するある種のサポートエビデンスにもなるのかなと思いましたが、可能なら記載されてはと思いました。

少々感想めいたものですが、御検討いただければと思います。

どうもありがとうございました。

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

それでは、ほかに御質問のある先生がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

南島先生、お願いいたします。

【南島委員】南島でございます。御説明ありがとうございます。

御質問が3点ございます。

いずれも簡単な質問ですけれども、まず1点目が執行額についてです。執行額が満額執行ではないということで推移しており、理由があると思いますけれども、補足の御説明をお願いできればと思っております。これが1点目です。

2点目が法的措置についてです。

法的措置の件数というのがアウトプットの①として出ておりますけれども、この意味するところは排除措置命令なのか、排除措置命令等と書いてあるので、課徴金まで含めてこの件数だという御説明なのか、ここも補足をお願いできればと思います。

3点目が消費者利益ですが、長期アウトカム、①の3番ですけれども、令和4年度のところで数字がすごく大きくなっています。その前の数字は小さいのですが、これはどういう計算になっているのかというのが少し分かりにくいので、御説明、補足を頂いた方がいいかなと思っております。

1番目が執行額、2番目が法的措置、3番目が消費者利益です。よろしくお願いいたします。

【宮本管理企画課長】執行額については後で説明させていただきます。

まず、法的措置件数に何を含めるかと申しますと、排除措置命令と確約計画の認定になりまして、課徴金納付命令は基本的には含めておりません。

その理由としては、排除措置命令と課徴金納付命令は同じ事案に出されていますが、課徴金納付命令が出される事案は基本的には排除措置命令も出されますので、これについては別建てのカウントをしないことが適当と考えたためでございます。

また、アウトカムの消費者利益について、令和4年が確かに非常に大きい額になっていますが、別に計算方法が異なっているというわけではなくて、令和4年度におきましては電力市場分野という極めて大きい市場分野で行われたカルテルを対象に法的措置を行いました。そのため課徴金総額も過去最高になっており、前年度に比べても非常に大きい額になったということでございます。

執行額の方について会計室の方から回答します。

【前田会計室総括係長】執行額の補足説明は、私からさせていただきます。

本日配布させていただいたレビューシートでは、令和4年度の執行率が56%と極端に悪くなっているのですが、これは補正予算を翌年度に繰り越しているにもかかわらず、それをレビューシートに反映するのを失念しておりました。令和4年度は、補正予算を令和5年度に繰り越している関係で、もともと使える執行額が予算額は4億2000万円ぐらいのところ、執行額は3億8000万円ぐらいですので、執行率としては91%ぐらいになります。そうしますと、実質的な執行率は、大体令和2年度から見ると88%、76%、91%と推移してきているような状況でございます。

【南島委員】ありがとうございます。

76%という数字が令和3年度にありますが、これについても補足があればお願いできればと思います。これは補正がついてない状態でのお話ということになりますか。

【前田会計室総括係長】新型コロナウイルスの影響が出た令和2年度から令和3年度にかけては、この事業だけではありませんが、全体的に旅費などを中心に予定通り執行できず、執行率が落ちるという状況がございました。本事業の令和3年度執行についても、コロナの関係が出たと考えております。

【南島委員】よく分かりました。ありがとうございます。

【高木会計室総括補佐】それでは、ほかに御質問のある先生がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

【南島委員】もう一件だけすみません。

たくさん見るべき数字があるようですが、公正取引委員会としては当事業について何を重視していらっしゃるのかを教えていただければと思います。要は立入調査の件数なのか、排除措置命令の件数なのか、課徴金納付命令の件数なのか、不当廉売の注意なのか、何がアクティビティとして今大事にされているのかです。これを教えてください。

【宮本管理企画課長】公正取引委員会といたしましては、特定の指標を目標にしているものではありませんが、ただ数値としましては、法的措置命令の件数というのが具体的な明らかになっている数値としては一番活動実績を端的に示す指標ですので、これを重視しております。

課徴金の方は先ほども申しましたけれども、案件によって同じ1件の納付命令であってもばらつきが大きいので、額が大きければ大きいに越したことはないんですけれ

ども、それだけではなかなか成果について判断できないというところがあります。

また、一方で先ほどの注意の件数とどちらを重視しているかという話なんですけれども、不当廉売の迅速処理とそれ以外の通常の法執行というのは少し性質が違い、不当廉売の領域では注意件数を一番重視しているものではございますので、それと比較して法的措置件数とどちらを重視しているというのはなかなか言えないのではないかと考えております。

【南島委員】ありがとうございました。

【高木会計室総括補佐】ほかに御質問のある先生はいらっしゃいますか。

では、ほかに御質問もないようですので、池谷先生から評価コメントをよろしくお願いいたします。

【池谷委員】御説明ありがとうございました。

今、南島先生からも質問があったところですが、それぞれ目的が違う指標があって、それぞれ公正取引委員会としては年々よく進捗されているわけけれども、それをマトリックスで何か表現できないのかなというのと、意図してやった結果今年はどうだった。意図はしていないんだけど、結果として今年はこちらがあったというような、そういう評価はできないものなのかなと思いました。総花的に非常によくやっていたらということが分かるんだけど、何かもう少し公正取引委員会としての認知というか、今年こういう成果が得られたというようなものをもう少し押し出されると、活動の内容がより理解されるのではないかと思います。

以上です。

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

では、中村先生、お願いいたします。

【中村委員】どうもありがとうございました。

事業全体としては、おおむねしっかりと取り組まれているという印象を持って聞いておりました。

本事業は、違反行為の予防というよりは実際に起こったことをどう取り締まるかというものであり、起こっている事象に成果が左右される性質の事業なのかなと思って聞いておりました。

その意味でも、先ほど伺った課徴金の状況や、南島先生からの御質問へのリプライを聞いて感じたこととして、どういう事案があって数字が大きく動いているのかとい

うところはもう少しどこかで補足があると、どのような形で公正取引委員会がこういう取組を着実に進めているのかが分かりやすくなるのかなと思いました。

先ほどの議論のように、電力カルテルを摘発したということで、なるほど確かに消費者利益も非常に大きな影響があるというのはすぐ飲み込めるんですけども、他方でたまたまマーケットとしては大きいけれども、価格引上げの影響が実はそこまで大きくなかった事案等も可能性としてはあり得るのかなと思います。

そのようなものが含まれて、ただ計算上はこの数式でやるしかないからこのようになっていくという場合は少々意味が変わると思いますから、もう少しそのあたりの情報も発信していただけると、より評価をしやすくなるのかなと思いました。事業としては別に問題ないので、今後の情報発信の方法次第だと思います。

私からは以上です。

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

では、南島先生、お願いいたします。

【南島委員】御説明ありがとうございました。

政策評価・行政事業レビューが大きく制度を切り替えているところであり、その中では政策評価審議会の岡会長から談話が出ていますけれども、説明責任に重きを置いてきちんとできているかという視点でアウトカムをしっかりと説明していくというのが従来のパラダイムだったところ、これからの新しい政策評価や行政事業レビューの方針は、政策の立案として正に管理職の方々の視点で、何がボトルネックになって改善していったらいいのかという話になっており、この視点をこれから大事にしていかなければならないと思っています。

つまり、排除措置命令や課徴金納付命令、不当廉売の注意というのは、しっかりやっていたらいいということ、もちろん国民の期待も大きいところで目立つところでもありますし、大事にされていることも必然だと思うのですが、先ほど池谷先生からもコメントがございましたが、公正取引委員会のアクティビティの水準がどうなのかというのがマネジメントの視点としては大事であり、要は立入検査とか証拠収集とか事情聴取とか端緒処理ですとか、このあたりをどのようにしてレベルを上げていくのか、それがあって結果が出てくることになりますので、その観点で何か見直すべき点はないのか、もう少し改善の論点はないのかをクローズアップしていくというのが今どきの政策評価制度や行政事業レビューでは大事にしなければならないと思います。

具体的な各部署の業務内容の中の改善論点が大事なのかなと思います。そこがやや見えにくかったと思っておりまして、新しい政策評価・行政事業レビューの方針に合わせて、その点を補強して説明していただけるとよいのかなと思いました。

以上でございます。

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

では、多田先生、お願いいたします。

【多田委員】御説明ありがとうございました。

お話を伺っていて、この分野も毎年どのような事件が出てくるか、という相手次第ということがあり、なかなか数字で評価するのは難しいかなと思いました。頂いた資料を見ておりまして、厳正な対処をする大前提となるのが、いかに事件の端緒情報に接するか、ということだと思えます。この点、3つの分野でタスクフォースを置いておられるというのは、取組として評価できると思えました。

3つの分野はIT・デジタルと農業と公益事業ですが、この3つはいずれも注目されている分野だと思います。

そうすると、もちろん寄せられる情報というのは玉石混交だと思いますが、寄せられてきた情報の中からいかに事件の端緒をつかんでいくのかが、具体的な事件として処分につなげていく入り口のところで大事だと思えました。

以上です。

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

それでは、議題2についてはこれで終了とさせていただきます。

それでは、議題3に進めさせていただきます。

議題1と2以外の8事業については、来年度以降毎年2から3事業ごとに本日と同様に合同会合で時間を割いて先生方に点検していただく予定です。ただ、議題1と2の事業と同様に定性的なアウトカムを設定していますので、その理由を官房参事官付の石黒補佐から説明します。

石黒補佐、お願いします。

【石黒官房総務課長補佐】官房参事官の下で課長補佐をしている石黒と申します。

私から議題3について説明いたします。

まず、初めに行政事業レビューのポイントの一つは、事業対象者の変化状況を示すアウトカムについて定量的な指標を設定して、以後それを継続的に検証することにあ

ります。レビューシートの作成に当たっては、各府省はこの点を重点的に検討することとされており、外部有識者の方からも必要な御知見を賜ることとされています。

公正取引委員会では、現在本日御説明した2事業を含めまして、政策評価体系で示す10の施策に相当する計10の事業のレビューシートを作成しています。

そこで、本日説明を行わなかった計8事業について口頭となり恐縮でございますが、アウトカムの設定に関する検討状況を簡単に御説明させていただきたいと思っております。

今述べた8事業の性質でございますけれども、本日御説明した独禁法の措置・執行に関する事業と異なりまして、それ以外の8事業の多くはいわゆるアドボカシーの事業に相当します。アドボカシーとは、具体的に申しますと、広報活動によって一般消費者の独禁法の理解を深めたり、または競争が働いていない特定の業界について実態調査を行って提言を行ったり、またはガイドラインを作成してどのような行為が独禁法上問題になるのか、詳細を明らかにするといった取組のことを指し、このようなアドボカシー事業のレビューシートを今作成しております。

さて、こういったアドボカシー事業の評価検証方法について今検討を行っておりますが、定量的なアウトカム指標を設定するというのはなかなか難しいものが多いと考えております。

その主な理由としましては、アドボカシー事業の多くでは達成すべき目標として、独占禁止法違反行為を未然に防止することを掲げているということが挙げられます。具体的に申しますと、先ほど御説明した実態調査を踏まえた提言の実施や、ガイドラインの作成といった取組にいずれも共通した目的として、事業者の独禁法に対する理解を深めて、そうすることで事業者による独禁法違反行為が行われなくなる、つまりところ独禁法違反行為が未然に防止されるということを目的としています。

この未然防止を公正取引委員会がどれだけ達成できたかを厳密に検証するにはどうすることが必要かということを考えますと、そこでは、公正取引委員会の取組がなければ違反行為を行ったであろう事業者が公正取引委員会がアドボカシー取組を行ったことによって違反行為をしなくなったという状況を確認することが必要になってきます。しかし、このような仮定的な状況について検証を行っていくのは非常に難しく、定量的な指標の設定はなじまないと考えている次第です。したがって、そうした目標につきましては、定量的な指標に基づいた成果実績というよりは、定性的な成果状況を中心に確認をしていきたいと考えております。

今後これら8事業に関しては、来年以降数年間かけて順次今回の2事業のように先生方に内容を御説明していきたいと考えております。アウトカムの設定の方法についても、さらに継続的に検討していきたいと考えておりますが、現在の状況を説明させていただきます。

私からは以上です。

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

定性的なアウトカムになっていることについて、御意見がある先生がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

南島先生、お願いします。

【南島委員】御説明ありがとうございます。

質問させていただきたいのですが、定性的なアウトカムというのは、具体的にどのような表現で書かれているのでしょうか。やや抽象度が高かったのもう少し腑に落ちる形で理解したいなと思っております。

【石黒官房総務課長補佐】いずれも今作成している途中段階のものになりますが、例えば成果目標として、事業者が実態調査の提言内容やガイドラインの内容を踏まえた行動を実施するとか、または特定の事業者において法律違反行為を未然に防止されるとか、そういった目標を共通して掲げております。

【南島委員】分かりました。ありがとうございます。

【高木会計室総括補佐】ほかに御意見のある先生はいらっしゃいますか。

それでは、議題3についてはこれで終了とさせていただきます。

以上で点検は終了しましたが、これから当委員会におけるレビューの取組全般について講評いただきたいと思っております。

それでは、池谷先生、よろしくをお願いいたします。

【池谷委員】御説明ありがとうございました。

公正取引委員会としては、年々のこのレビューを着実に積み上げられていると理解しております。そういった中であって、今回の行政事業レビューそのものの方向転換や、よりグレードを上げるというポイントについて、正に公正取引委員会もその方向に合致しているのではないかと思います。従来目標の達成というのは非常にコツコツ地道に積み上げられてきているので、それを今度は新たな視点からもう少し意図的に進めていくということが期待されていると思っております。先ほどの南島先生

のお話じゃないですが、公正取引委員会の意図をより明確にして、一旦決めたら変えないということではなくて、試行錯誤を繰り返していくという段階に来たのではないのかなと思います。見直しもされていることと聞いておりますところ、大変期待しておりますので、頑張ってくださいと思います。

以上です。

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

中村先生、お願いいたします。

【中村委員】私の方からは、先ほどの個別の事例でもコメントさせていただきましたが、どのような形でレビューシートを見せていくのかということは、引き続きいろいろと課題があるのかなと感じております。もちろん非常に難しい話だというのは、今の残り8事案のお話からも容易に想像ができるところであり、なかなか直ちにこれが正解という結論は出にくいのかなということは理解しております。

そうすると、池谷委員がおっしゃったように、そこ自体も地道に積み上げていくことが重要なのかなと思います。どういうやり方があるか分かりませんが、例えば私が先ほどコメントしたように幾つか補足的な注釈を残しておくことで、もしかしたらそういうところを手掛かりに、こういう指標を見ればよいのではないかであったり、定性的にやるといっても、こういう形で何か材料を押さえておくというのがいかに公正取引委員会の事業がスムーズに行われているかの評価において重要かということが見えてくることもあるのではないかと思われましたので、いろいろ大変なのは理解しておりますが、その中で将来的により効果的なレビューが行えるような芽を残しておくこともあってもいいのかなと感じました。

私からは以上です。

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

では、南島先生、お願いいたします。

【南島委員】本日はありがとうございました。

公正取引委員会の業務の重要性というのはますます大きくなっていると思いますし、国民的期待も強く集まっているところだと思いますので、今後とも引き続き御期待を申し上げたいと思いますし、御活躍を期待しているところでございます。

その中でどうやって公正取引委員会の業務を説明していくのかというところがなかなか難しいというお話を先ほども頂いたところです。アドボカシー事業について、ア

アウトカムの表現が難しい一方で、レビューシートにおいてはアウトカムを表現していくことが求められているというお話だったかと思います。

実際問題として、先ほどガイドラインとか提言を踏まえた行動を取るというところをどうやって表現するのかというのは、これは難しいというお話を頂きましたけれども、全くそのとおりであり、表現しようとする、例えば経済学等の研究レベルのストックが要するという話になりかねませんし、なかなか簡単に表現することは難しいのかなと思います。ただ、それは求められていることですので、それを追求すること自体は大事なことなのかなと思っております。

他方でロジックモデルを描いたときに、アウトカムというのはパーツの一部でしかないわけです。パーツの一部が欠けているということになるのかもしれないし、公正取引委員会は先ほど電力のカルテルの話がありましたけれども、1件当たりのインパクトがかなり大きいということになりますし、他方でそれは結果にすぎないということになるわけです。

要するに、アウトカムのところだけ何か注目をしていると、実は業務本体、公正取引委員会の多くの方が努力をされている個別の地道な業務そのものにアクセントを置かないという形になってしまうと、元も子もない。日常業務を大事にされてこそその結果であると思いますので、アウトカムを表現する、しないという問題は一方でありませけれども、注目しなければいけないのは、むしろ先の先生方もおっしゃっていただいていたように、日常の業務であると思います。そのところが正に改善のポイントになるかと思います。

そこに注目していいというメッセージも政策評価制度の改革、あるいは行政事業レビューの改革で提起されています。アウトカムは追求はしないといけないけれども、見るポイントはそこではないかもしれない。日常業務かもしれない。こういう視点を是非今後は強化をしていただくというのが政策評価制度、行政事業レビュー制度の改革の方向性にも資するところとなるのかなと思います。また、その説明の努力も今後期待される所かなと思っております。

以上でございます。

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

では、多田先生、お願いいたします。

【多田委員】私自身、コロナの前から政策評価の機会に呼んでいただいております、各政

策分野の評価を一巡して、見させていただいております。

毎回思うのは、どの分野も着実に業務をしておられるということで、大きな問題はないのですが、逆にそうであればこそ、レビューするのは難しいということがあるのだと思います。

これは別のところで申し上げたかもしれませんが、貴委員会の業務については、何か箱物を造るとか、企業のように売上高が伴うということではないですから、どのように評価すればいいのかが難しいところです。この点については、私自身の大学についても感じているところであり、自己点検を行っておりますが、点検することが自己目的化しているところがなきにしもあらずですが、自己点検を行う以上は、何かプラスのものにつなげたいということを常に考えているところです。

そうであるとすれば、数年に一回のサイクルで各分野のレビューが行われることになりますから、このレビューを実施するというのをきっかけに、皆さんの日頃の業務を大事にして、そこを見直すというきっかけにつながればよいのだと思います。

そうであるとすれば、このレビューをきっかけに、客観的に一歩引いて普段の業務を見直してみる。このような機会として実施をされると、成果につながってくるものと考えております。

以上です。

【高木会計室総括補佐】ありがとうございました。

本日頂いた講評については委員長に伝達させていただきます。

閉会に当たりまして、私から今後の進め方を説明いたします。

まず、行政事業レビューについては本日先生方に点検していただきましたので、その結果をレビューシートの所見欄に記入した上で速やかに本日の合同会合の議事概要及び資料をホームページ上で公表させていただきます。

その後7月中旬頃に行政事業レビュー推進チームによるサマーレビューを実施し、その結果を令和6年度予算の概算要求や予算執行などに反映させることとともに、概算要求提出後である9月上旬頃にレビューシートを公表する予定です。また、自主的な事業改善の取組のうち優れた取組を優良事業改善事例として選定し、表彰する予定です。

一方、政策評価については既に何度か御説明しているとおり本日議論いただいたレビューシートを活用して評価書を作成したいと考えております。今後別途お送りして

いる政策評価書に必要な記載を行い、レビューシートと同じく9月上旬頃に評価書を公表する予定です。

最後に岩成政策立案総括審議官から御挨拶を申し上げます。

【岩成官房政策立案総括審議官】本日はお忙しい中、貴重な御意見を賜りましてありがとうございます。

途中でも御指摘いただきましたとおり、今回政策評価と行政事業レビュー、いろいろな見直しが行われた中の初の合同会合ということになりまして、そういった見直しの視点を踏まえた御意見というのも今日幾つか頂いたところでございます。

そういった御意見も踏まえて、行政事業レビューと政策評価について、プレゼンの仕方も含めて今後どういった見直しができるのか、考えていきたいと思えます。

なかなかこうすればいいというクリアな答えがすぐに出るものではないとは思いますが、それでも何らかいいろいろな改善をしていって、試行錯誤が含まれていくとは思いますが、よりよい在り方、当委員会にとってもプラスになるようなやり方というのを探っていきたいと思っております。

そういった意味で、有識者の皆様にもいろいろな御意見を伺いながら、今後もこれらの取組を実施していきたいと思っておりますので、引き続きまた忌憚のない御意見をいただければと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

【高木会計室総括補佐】それでは、本日の合同会合を終了させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。